

防災業務計画

2025 年 8 月

ヤマト運輸株式会社

第1章 総則

（計画の目的）

第1条 この計画は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年6月15日法律第73号）、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年7月26日法律第92号）および日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年4月2日法律第27号）に基づき、ヤマト運輸株式会社（以下、「当社」という）が災害に対処するため、防災に関する必要な体制を確立し、防災業務を迅速かつ的確に実施して、運送の確保を図ることを目的とする。

（基本方針）

第2条 当社が災対法その他の法令に基づき、国、地方公共団体、指定公共機関等の関係機関と連携協力し、防災業務の迅速かつ的確な実施に万全を期するものとする。

2 防災業務の実施にあたっては、平素から関係機関との連携体制の整備に努める。

第2章 防災体制の確立

（活動体制の整備）

第3条 防災に関する業務を的確かつ円滑に推進するため、全社的に必要な体制を組織する。

2 災害に際し、有効適切な防災業務を実施する必要があると認めたときは、対策本部を設置する。

3 対策本部の構成員は「ヤマト運輸株式会社事業継続計画」に定める。

第3章 災害予防に関する事項

（当社施設等に関する備え）

第4条 災害発生時において、当社施設及び設備の応急の復旧を行うため、災害に対する既存の防災対策を有効に活用しつつ、あらかじめ体制及び資材を整備するよう努める。

2 関係機関からの指導等により当社施設について、安全確保のための方策を講じるよう努める。

3 従業員、来訪者等の生命、身体の安全を確保するため、社屋が被災した場合に備えて、避難路の確保、避難誘導についての「ヤマト運輸株式会社事業継続計画」への整備等を図る。

（緊急参集体制の整備）

第5条 当社は、防災活動を行うため、関係社員の緊急参集等についてあらかじめ必要な事項を定め、関係社員に周知する。必要な事項については「ヤマト運輸株式会社事業継続計画」に定める。

（運送に関する備え）

第6条 緊急物資の運送が円滑に実施されるよう、あらかじめ国、地方公共団体等と協定を締結する

など体制の整備に努める。

(備蓄)

第7条 防災活動を行うため必要な食料、飲料水、燃料等の備蓄もしくは調達体制の整備を図るものとする。

(防災訓練)

第8条 当社は、災害が発生し、又はそのおそれがある場合においては関係社員が迅速かつ的確に防災業務を遂行し得るよう、大規模災害等を想定した教育及び訓練を実施するよう努める。

第4章 災害応急対策に関する事項

(活動体制の確立)

第9条 災害応急対策の実施体制として、必要に応じて本社対策本部を設置する。なお、本社対策本部の設置に関する事項は「ヤマト運輸株式会社事業継続計画」に定めるものとする。

(情報連絡体制の確保)

第10条 前項の施策を円滑に実施するため、指定行政機関、指定地方行政機関、指定地方公共団体等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

2 通信経路の確保については、すべてに優先して努力し、早期復旧を図る。

(運送の確保)

第11条 国、地方公共団体等から災害応急対策の実施に必要物資又は資材の運送の要請があった場合には、資機材の故障等により当該運送を行うことができない場合、安全でない場合等、正当な理由がない限り、これらの運送を行うよう努める。

第5章 災害復旧に関する事項

(応急の復旧)

第12条 災害が発生した場合、施設及び設備について、安全の確保に配慮した上で、速やかに緊急点検を実施し、これらの被害の状況等を把握するとともに、迅速に復旧のための措置を実施する。

2 復旧のために必要な措置を講じるにあたって、自らの人員、車両、又は資材等によつて的確かつ迅速な措置を講じることができない場合には、速やかに国、地方公共団体、指定公共機関等に対し、それぞれ必要な人員、車両、又は資材等の提供、技術的助言、その他復旧のために必要な措置に関し、支援を求める。

3 本社対策本部は、必要に応じ、応急の復旧の実施状況を国、地方公共団体、指定公共機関等に報告する。

第 6 章 地震防災強化計画

第 13 条 大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）に基づく「地震防災強化計画」は、地震防災対策強化地域の指定が行われる都度別に定める。

2 南海トラフ法第 5 条第 1 項及び日本・千島海溝法第 5 条第 1 項の規定に基づく「地震防災対策推進計画（以下「推進計画」という。）」は次の各号の通りとし、地震に係る地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）に係る推進計画を定めるものとする。

（1）推進地域に所在する事業所等の従業員を対象に災害から身を守るための備えと行動等の注意喚起を促す。

（2）地震発生を想定した防災訓練・教育等を実施することとする。

i 推進地域に所在する事業所等の責任者は、津波警報等が発令された場合において、その内容を正確かつ迅速に伝達できるよう、予め情報の伝達経路及び伝達方法を定めておくこととする。

ii 推進地域のうち、地震津波避難対策特別強化地域（以下「特別強化地域」という。）として指定した地域に所在する事業所等の責任者は、地方公共団体が明示した避難対象地区別の避難場所、同避難場所への安全なルート及び危険地域の位置を確認し、必要に応じ従業員及び利用者等に情報提供できるようにしておくこととする。

iii 特別強化地域所在事業所等の責任者は、津波警報等を入手した場合に、その内容を従業員並びに利用者等へ伝達し、誘導を行う従業員及び当該従業員が不在の場合の代行者を予め定めておくこととする。

iv 特別強化地域所在事業所等の責任者は、従業員に対し、避難対象地区別の避難場所、同避難場所への安全なルート及び危険地域の位置を確認し、予め周知しておくこととする。

（3）地震発生後については、次の事項により対応することとする。

i 特別強化地域所在事業所等の責任者は、地方公共団体から避難命令を受けた場合、又は津波警報等により避難の必要が生じたと認めた場合、直ちに従業員等の避難誘導を開始することとする。

ii 避難を開始する場合、津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、重要な書類・荷物の被災防止、盗難防止、火気点検等火災防止上必要な措置をとることとする。

（4）災害応急対策を講じる期間およびその対応方針については、以下の事項を適用する。

i 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でマグニチュード 8.0 以上の地震が発生した場合、後発地震に備え、以下の期間で対策を講じるものとする。

・地震発生から 1 週間：警戒措置をとる。

・警戒期間終了後 1 週間：注意措置をとる。

ii 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

以下のいずれかの事象が発生した場合、後発地震に対する注意措置を講じるものとする。

・地震の発生（対応期間：1 週間）

- 想定震源域内のプレート境界でマグニチュード 7.0 以上 8.0 未満の地震が発生した場合
 - プレート境界外、または海溝軸外側 50km 程度までの範囲でマグニチュード 7.0 以上の地震が発生した場合（太平洋プレートの沈み込みに伴う深発地震を除く）
 - ・ ゆっくりすべりの観測（対応期間：変化が収束後、変化期間と同程度の期間）
 - 想定震源域内のプレート境界面で、通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合
- iii 北海道・三陸沖後発地震注意情報
- ・ 日本海溝・千島海溝沿いでマグニチュード 7.0 以上の地震が発生した場合、先発地震の発生から 1 週間、後発地震に対して注意する措置を講じるものとする。

第 7 章 計画の適切な見直し

（計画の検討、変更）

- 第 14 条 適時この計画の内容につき検討を加え、必要があると認めるときは、自主的にこれを変更するものとし、変更を行った際は、軽微な変更である場合を除き、内閣総理大臣に報告するものとする。
- 2 この計画の変更に当たっては、この計画の下で業務に従事する者等の意見を聴く機会を確保するほか広く関係者の意見を求めるよう努める。
- 3 この計画を変更するため必要があると認めるときは、関係指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求める。

別表第1（第3条・第9条および第12条関係）

本社対策本部および組織

・本部長

本部長は本社対策本部の設置を決定した場合は、速やかに周知し、本社対策本部を設置する場所を決定する。また、本部員の招集を事務局へ依頼する。

・事務局

本部長の依頼を受けた事務局は、本社対策本部員へ連絡する。招集を受けた本部員は事務局の指示に従い、速やかに本社対策本部設置場所へ参集する。参集が困難な場合は代理を立てることとする。

・構成員（本社対策本部員）

本社対策本部は本部長、副本部長、事務局、本部員で構成される。

・役割

以下に、それぞれの本社対策本部員が担う役割を示す。なお、人員に著しい制約がある場合には、他部署からの応援を要請し、役割を兼務させるなど臨機応変に対応する。

役職		担当者	主な役割
本部長		社長	緊急事態宣言の実施 本社対策本部の設置、解散の決定 本社対策本部を設置する場所の決定 各部署への指示及びその監督
副本部長		CSR担当役員	本部長の意思決定のサポート
本部員	常任部員	労働組合中央執行委員長が推薦する労働組合の代表者1名、 本社在勤の取締役、執行役員	本部長の意思決定のサポート
	非常任部員	本社対策本部長が指名した本社部長	本社対策本部の決定を受け、各部の担当業務について 具体的な対応策を決定し、実行管理を行う。
事務局	事務局長	CSR担当部長	事務局の統括責任者 本社対策本部会議の議事進行 本部長の意思決定を受け、実施の指示と確認
	事務局員	CSR担当部署	本部員の招集 本社対策本部決定事項の周知 本社各部署間の調整、本社対策本部会議の記録